

京都市告示第 201 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)風致地区を変更したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 19 年 9 月 1 日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 都市計画を追加する土地の区域

京都市北区衣笠西馬場町の全部

京都市右京区龍安寺玉津芝町及び龍安寺塔ノ下町の各全部

京都市北区上賀茂山本町、上賀茂藤ノ木町、上賀茂本山、上賀茂壱町口町、上賀茂東後藤町、上賀茂西後藤町、上賀茂六段田町、上賀茂葵之森町、上賀茂朝露ヶ原町、上賀茂神山、上賀茂備後田町、上賀茂赤尾町、上賀茂毛穴井町、衣笠北天神森町、衣笠氷室町、衣笠東尊上院町、衣笠西尊上院町、衣笠御所ノ内町、衣笠西御所ノ内町、衣笠馬場町、衣笠総門町、金閣寺町、平野上柳町、平野宮敷町、衣笠赤阪町、衣笠衣笠山町、大北山天神岡町及び大北山不動山町の各一部

京都市左京区鹿ヶ谷御所ノ段町、銀閣寺町、銀閣寺前町、浄土寺南田町、浄土寺石橋町、浄土寺小山町、修学院開根坊町、修学院室町、修学院馬場脇町、修学院烏丸町、修学院仏者町、修学院石掛町、修学院登り内町、修学院坪江町、修学院宮ノ脇町、修学院安養坊、修学院中新開、修学院後安堂及び修学院南代の各一部

京都市右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町、嵯峨天龍寺北造路町、嵯峨天龍寺造路町、花園円成寺町、花園天授ヶ岡町、御室芝橋町、御室小松野町、御室豎町、御室大内、

宇多野柴橋町，宇多野芝町，宇多野馬場町，宇多野福王子町，龍安寺山田町及び谷口円成寺町の各一部

京都市西京区桂久方町，桂清水町，桂春日町，桂浅原町，桂御園，桂後水町，嵐山中尾下町，嵐山西一川町，松室地家町，大枝沓掛町，大枝北沓掛町一丁目，大枝北沓掛町二丁目，大枝北沓掛町三丁目及び御陵峰ヶ堂町二丁目の各一部

京都市伏見区醍醐御陵東裏町，醍醐御陵西裏町，醍醐赤間南裏町，醍醐新町裏町，醍醐東大路町，醍醐中山町，醍醐上端山町，醍醐下端山町，醍醐落保町及び醍醐槇ノ内町の各一部

## 2 都市計画を廃止する土地の区域

京都市東山区柚之木町及び定法寺町の各全部

京都市左京区岡崎法勝寺町，岡崎円勝寺町，栗田口鳥居町及び南禅寺草川町の各一部

京都市東山区中之町，堀池町，東分木町，今道町，東町，夷町，西町及び小松町の各一部

## 3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)